

ご存知ですか？

平成16年1月から国内公募株式投資信託の

税制が優遇されています。

■ 新税制のポイント ■

1. 株式投資信託の分配金、解約・償還益、売買益については、すべて税率が10%と大幅に軽減されました。

- 分配金及び
解約・償還益^(注1)
- 売買益^(注2)

10%
(所得税7%、住民税3%)

(注1) 平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間、10%の源泉徴収(申告不要又は総合課税)が行われます。

(注2) 販売会社に対する買取請求によるものに限ります。平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間、10%の申告分離課税となります。

(注3) 上記の期間後は、それぞれ20%の税率で課税することとされております。

2. 株式投資信託の売買損益や解約・償還損と株式の売買損益との通算が可能になりました。また、株式投資信託の売買損や解約・償還損は、翌年以後3年間の繰越控除が可能になりました。

(注) 株式投資信託の解約・償還損については、株式投資信託の売買益との通算も可能になりました。

3. 株式投資信託も「特定口座」に受入れ可能になります(平成16年10月1日以後)。

詳しくは、次のページ以降をご覧ください。

このパンフレットは国内公募株式投資信託に関する一般的な説明であり、実際の取引や課税の詳細については、税務署もしくは販売会社でご確認ください。



1

株式投資信託の分配金、解約・償還益、売買益については、すべて税率が10%と大幅に軽減されました

株式投資信託の分配金（期中分配時及び解約・償還時）については、これまでは利子並み課税の20%でしたが、平成16年1月以後、上場株式の配当金と同じ取扱いとされ、さらに平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間は、源泉徴収税率が10%（所得税7%、住民税3%）に軽減されました。

また、平成16年1月1日以後は分配金の額にかかわらず確定申告は不要となりました。

（注1）平成20年4月1日以後の源泉徴収税率は20%（所得税15%、住民税5%）とされております。

（注2）上場投資信託（ETF（株価指数連動型投資信託）及びREIT（不動産投資信託））については、平成15年4月1日から上場株式と同様の取扱いとされております。

Memo 源泉徴収の優遇税率の適用時期について

株式投資信託の配当所得については、収入が確定される時期はそれぞれ次の区分のとおりになりますので、平成16年1月1日から平成20年3月31日の期間内であれば、源泉徴収の優遇税率（10%）の適用を受けることができます。

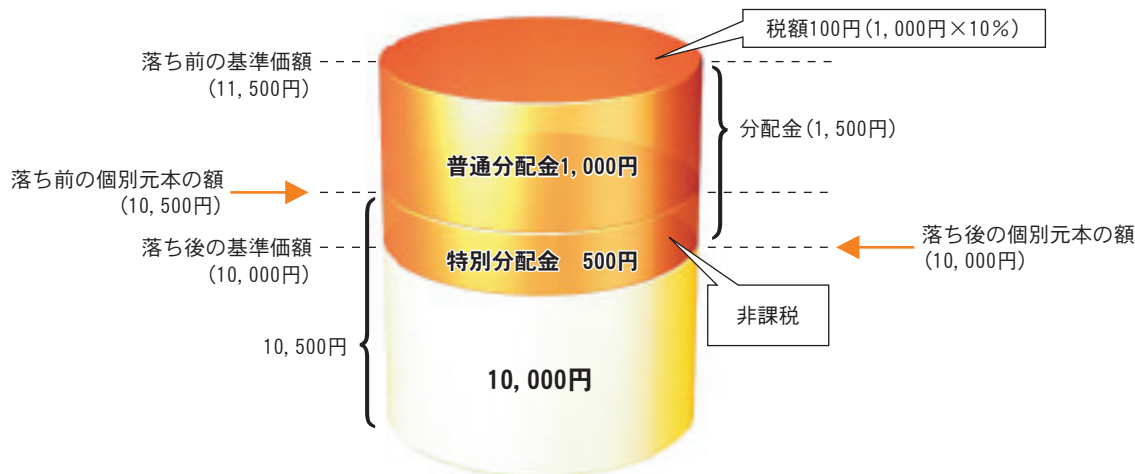
- 期中分配金 → 決算日
- 解約差益 → 解約受付日（解約時の基準価額適用日）
- 償還差益 → 償還日（決算日）

■期中分配金の税金について

平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払われる株式投資信託の期中分配金のうち、普通分配金に対して、10%（所得税7%、住民税3%）が源泉徴収されます。

（注）特別分配金は元本の払戻しに相当する部分の分配のため、非課税の取扱いとなります。

個別元本の額10,500円、基準価額11,500円の株式投資信託について、一口当たり1,500円の分配金が支払われた場合



■解約・償還時の差損益の税金について

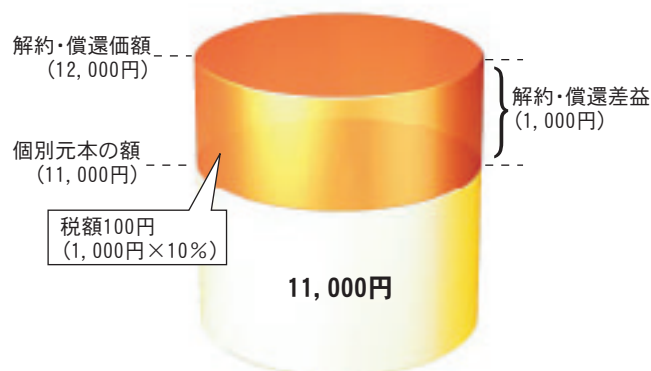
●解約・償還価額が個別元本の額を上回る場合

解約・償還価額から個別元本の額を控除した金額（解約・償還差益）は、分配金として平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間、10%（所得税7%、住民税3%）が源泉徴収されます。

●解約・償還価額が個別元本の額を下回る場合

個別元本の額及び購入時の手数料等の合計額と解約・償還時の価額との差額が、株式等の譲渡損失として取り扱われます。

個別元本の額11,000円の株式投資信託を解約・償還価額12,000円で解約・償還した場合

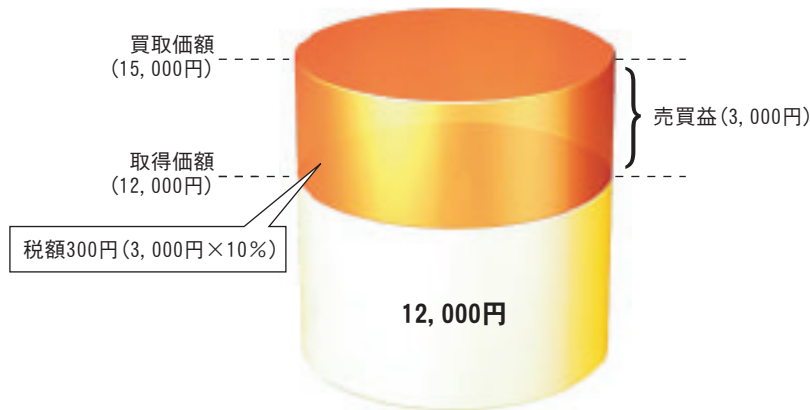


■ 売買益の税金について

株式投資信託を換金するための手段としては、解約の方法のほかに、販売会社に対して買取請求を行う方法もあります。この買取請求の場合には、買取価額から受益証券の取得に要した金額（購入時の手数料等を含むことができます）を控除した金額が上場株式等の売買損益として取り扱われます。したがって、平成16年1月以後に買取請求により換金した場合、それにより生じる損益は上場株式等の売買損益との通算が可能となり、平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間、10%（所得税7%、住民税3%・注）の税率による課税（申告分離課税）の対象となります。

（注）平成20年1月1日以後の税率は20%（所得税15%、住民税5%）とされております。

取得価額12,000円の株式投資信託を買取価額15,000円で買取請求（売却）した場合



2

株式投資信託の売買損益や解約・償還損と株式の売買損益との通算が可能になり、また、株式投資信託の売買損や解約・償還損は、翌年以後3年間の繰越控除が可能となりました

平成16年1月から、株式投資信託の売買損益と株式や他の株式投資信託の売買損益との通算が可能になりました。株式投資信託の解約・償還損についても、株式投資信託の売買損とみなされ、株式や他の株式投資信託の売買益との通算が可能になりました（通算後に株式売買益があれば、原則として確定申告が必要となります）。

（注）確定申告時に株式投資信託の取得時又は解約・償還時及び株式・株式投資信託売却時の取引報告書等の資料が必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

また、確定申告を行えば、平成16年1月以後、販売会社に買取請求を行ったことにより生じた株式投資信託の売買損及び解約・償還損（年間売買損益を通算します）は、翌年以後3年間にわたって繰越しが可能となり、各年の株式や株式投資信託の売買益から控除できます。

利益 損失	株式投資信託 解約・償還益	株式投資信託 売買益	株式 売買益
株式投資信託 解約・償還損	×	○	○
株式投資信託 売買損	×	○	○
株式 売買損	×	○	○

○…損益通算できます ×…損益通算できません

3

株式投資信託も「特定口座」に受入れ可能になります (平成16年10月1日以後)

平成16年10月以後に譲渡する国内の株式投資信託が特定口座の管理対象に追加されました^(注1・2)。この口座を通じて行われた株式投資信託の売買損益及び解約・償還損については、証券会社が上場株式等の売買損益と通算のうえ損益計算を行います。

(注1)既に保有している国内の株式投資信託の受益証券については、平成16年10月から平成17年9月末までの間、特定口座への受入れが可能となりました。

(注2)既に保有している外国籍の株式投資信託については、上場しているものが平成16年1月から平成16年12月末までの間、非上場のものが平成16年4月から平成17年9月末までの間、それぞれ特定口座に受入れが可能となりました。

税制変更に関する留意点

1. 配当控除について

平成16年1月1日以後、信託約款における外貨建資産の組入れ割合及び株式以外の資産の組入れ割合が、いずれも75%以下の株式投資信託の分配金について、総合課税として確定申告をした場合には、該当する分配金に一定の率を乗じた金額を、課税総所得金額等の所得税額及び地方税額から控除することが認められています。

詳しくは税務署にお尋ねください。

2. 少額貯蓄非課税制度等の取扱いについて

少額貯蓄非課税制度(マル優)及び少額公債非課税制度(マル特)については、平成14年度税制改正により、平成18年1月1日をもって、障害者等を対象とする少額貯蓄非課税制度等に改組することになっています。

■65歳以上(障害者等を除く)の高齢者の場合

平成15年1月1日以後、障害者等に該当しない65歳以上の高齢者の方は、少額貯蓄非課税制度の適用は受けられませんが、平成14年12月31日までに非課税の手続きをしている場合には、経過措置として、引き続き平成17年12月31日まで非課税制度の適用が受けられます。

ただし、平成16年1月1日以後に購入(追加購入を含みます)された国内株式投資信託の分配金については、非課税の対象にはなりません。

■障害者等に該当する場合

平成15年1月1日以後も非課税の適用を受けることができますが、平成16年1月1日以後に購入(追加購入を含みます)された国内株式投資信託の分配金については、非課税の対象にはなりません。

(注)障害者等の方で、これまで65歳以上として非課税申告を行っていた方が非課税の適用を受けるためには、所要の手続きが必要となりますので、販売会社にお尋ねください。

3. その他

①販売会社では、株式投資信託の取引を行うにあたり、氏名・住所の確認や記載をお願いする場合があります。

②期中分配金や解約・償還差益の金額が5万円を超える(計算期間が1年以上である場合は10万円超)場合や売却の対価の額が30万円を超える場合については、販売会社から税務署に対して、株式の配当金や売却時と同様に、支払調書が提出されます。